
気候変動適応計画改定の スケジュール等について

気候変動影響評価報告書の概要

- 気候変動適応法第10条に基づき、環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて、関係行政機関の長との協議を経て作成する気候変動影響の総合的な評価についての報告書
- 気候変動適応法に基づき作成されるのは今回が初。影響評価自体は、2015年（平成27年）に中央環境審議会から環境大臣への意見具申として公表された「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」に次いで2回目。

【2020（令和2）年度スケジュール】

9月9日	中環審気候変動影響評価等小委員会 (報告書案の審議)
9-10月	パブリックコメント
11-12月	中環審気候変動影響評価等小委員会 (必要な場合)
12月	関係行政機関との協議
12月	報告書の公表

報告書目次

『総説』 ※名称未確定
ポイント

1. 背景及び目的
2. 日本における気候変動の概要
3. 日本における気候変動による影響の概要
4. 気候変動影響の評価に関する現在の取組と今後の展望

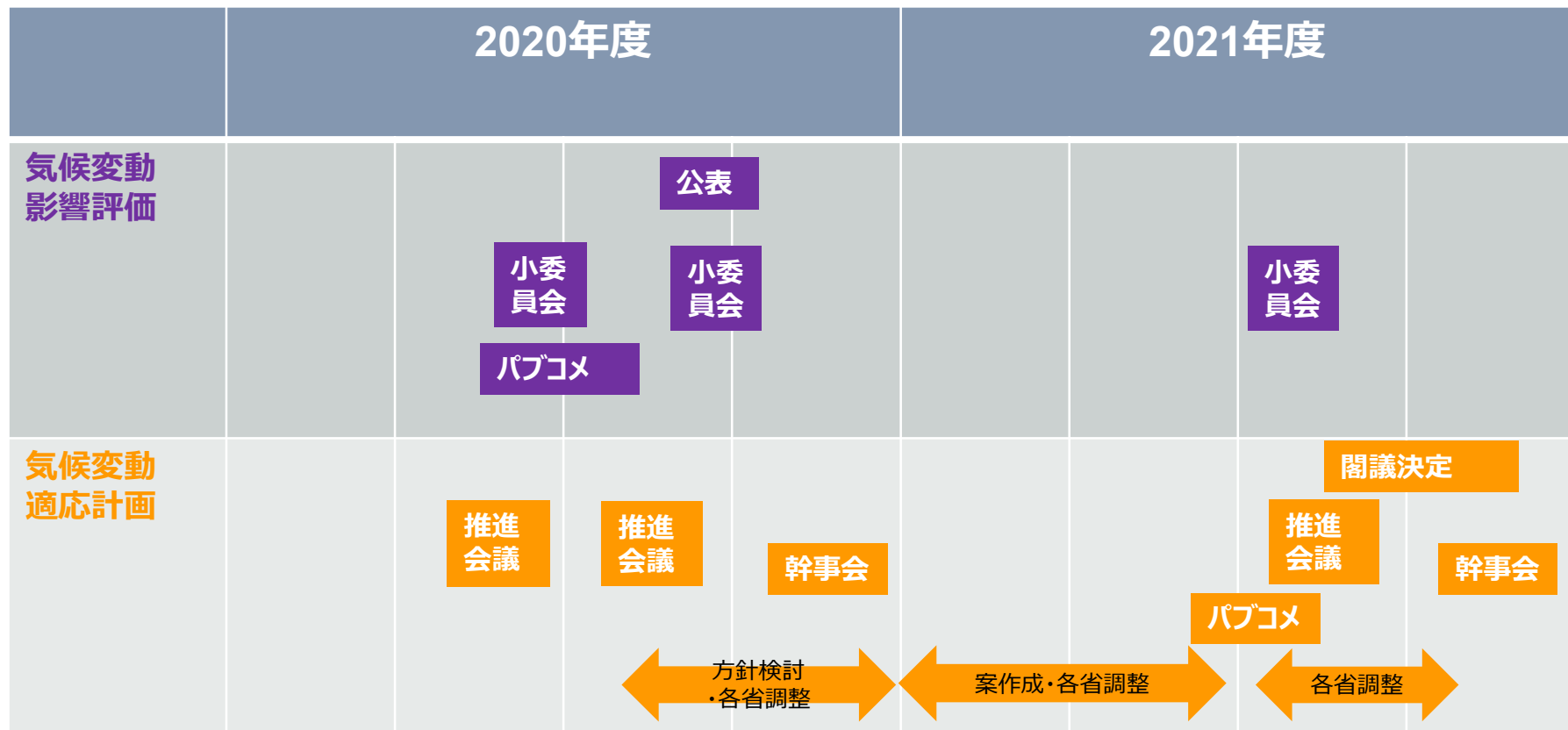
『詳細』 ※名称未確定

1. 本報告の目的
2. 日本における気候変動による影響の評価の取りまとめ手法
3. 日本における気候変動による影響および評価結果
4. 気候変動による影響の評価（一覧表）

総説2章には文科省・気象庁による「気候変動評価レポート2020」（年内公表予定）を反映

気候変動適応計画改定のスケジュールについて

- 本年度実施している気候変動影響評価に基づき、来年度には気候変動適応法第八条に基づき、気候変動適応計画を見直す予定。
- 今後、適応計画改定方針の検討を開始し、来年度での改定を目指す。



<参考> 気候変動適応法と附帯決議

○気候変動適応法

(気候変動適応計画の策定)

第七条 政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画（以下「気候変動適応計画」という。）を定めなければならない。

2 気候変動適応計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(略)

3 環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、気候変動適応計画を公表しなければならない。

(気候変動適応計画の変更)

第八条 政府は、最新の第十条第一項に規定する気候変動影響の総合的な評価その他の事情を勘案して、気候変動適応計画について検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに、これを変更しなければならない。

2 前条第三項から第五項までの規定は、気候変動適応計画の変更について準用する。

(評価手法等の開発)

第九条 政府は、前条第一項の規定による検討に資するため、気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をよりの確に把握し、及び評価する手法を開発するよう努めるものとする。

(気候変動影響の評価)

第十条 環境大臣は、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、おおむね五年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。ただし、科学的知見の充実その他の事情により必要があると認めるときは、その期間を経過しない時においても、これを行うことができる。

2 前項の報告書を作成しようとするときは、環境大臣は、あらかじめ、その案を作成し、関係行政機関の長と協議しなければならない。